令和５年度広島市中小企業融資制度

障害者雇用支援資金（特別融資）

広島市では、障害者の雇用促進や障害者が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組む市内中小企業者等の皆様を支援するため、「障害者雇用支援資金（特別融資）」を設けています。

※暴力団、暴力団員及びそれらと密接な関係を有している方は、ご利用できません。

ご　利　用 いただける方	市内に事業所を有し、１年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省令第１７１号）第１８６条第１項に規定する「指定就労継続支援Ａ型事業者」を除く。 ア　新たに障害者を常用雇用するもの イ　常用雇用している障害者の割合が４．４％以上であるもの ウ　障害者の雇用促進を図るための施設・設備の設置又は改善を行うもの エ　職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置するもの オ　「障害者雇用推進事業者認定制度」又は「広島市障害者就労支援モデル事業所認定・顕彰制度」の認定を受けたもの
資　金　使　途	運転資金・設備資金
融資限度額	８，０００万円以内
融　資　期　間	１０年以内（うち据置１年以内）
融　資　利　率	年１．２％以下
信　用　保　証	原則として保証付き（保証料率は保証協会の定めによる。）
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	次の書類を添付して、取扱金融機関へ申込をしてください。 １　「障害者雇用支援資金承認申請書」２部 ２　法人・個人：市内における事業活動の実態が確認できる登記や納税証明書等 組合：定款 ３　最近の１期分の決算書又は確定申告書の写し ４　許認可証等の写し（許認可等を要する業種のみ） ５　設備資金の借入の場合、見積書等使途・金額がわかるもの ６　「ご利用いただける方」のエにより申請する場合、職場適応援助者（ジョブコーチ）の研修を修了したことを証明する書類の写し ７　「ご利用いただける方」のオにより申請する場合、認定書又は認定通知書の写し ８　「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
問い合わせ先	広島市経済観光局産業振興部産業立地推進課　☎（０８２）５０４－２２４１ （公財）広島市産業振興センター中小企業支援センター　☎（０８２）２７８－８０３２

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。